

交野市福祉人材確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉の人材を確保するとともに、障がい福祉サービスを提供する体制の確保を図ることを目的として、交野市内（以下、「市内」という。）の障がい福祉サービス事業所及び施設（以下、「障がい福祉サービス事業所等」という。）に新たに就労した者に対し、予算の範囲内において交野市福祉人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、交野市補助金交付規則（昭和48年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 有資格者

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師又は相談支援専門員の資格を有する者をいい、有資格者の内、就労した日を起算日として1年を経過したものを有資格者1、就労した日を起算日として3年を経過したものを有資格者3という。

(2) 無資格者等

前号に掲げる資格以外の資格等を有している者のほか、何ら資格を有しない者をいい、無資格者等の内、就労した日を起算日として1年を経過したものを無資格者等1、就労した日を起算日として3年を経過したものを無資格者等3という。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の障がい福祉サービス事業所等（本社は市外で事業所が市内にある場合を含む。）に新たに就労する者であって、当該事業所等に1年以上勤務し、その後も継続して勤務する者とする。

2 補助金の区分、交付の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）及び交付額は別表のとおりとする。

(交付対象とならない者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付対象としない。

(1) 障がい福祉サービス事業所等における1週間の所定就労時間が、20時間未満である者。

ただし、新たに就労する日から起算して1年以内に、雇用形態の変更等により、1週間の所定就労時間が20時間以上になった場合を除く。

(2) 過去にこの要綱による補助金の支給を受けている者

(3) 他の同種の補助金等の支給を受けている者

2 前項に該当しない者であっても、過去に市内の障がい福祉サービス事業所等で就労していた者が、市内の他の障がい福祉サービス事業所等に就労する場合は、本補助金の交付対象としな

い。ただし、過去の就労時には無資格者等で、今回の就労時に有資格者に該当する場合はこの限りではない。

(補助金の交付申請)

第5条 有資格者1・無資格者等1の補助金の交付を受けようとする者は、障がい福祉サービス事業所等に就労した日を起算日として1年を経過した日後6か月以内に、交野市福祉人材確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用通知書又は就労の事実等がわかる書類の写し
- (2) 第2条第1号に規定する者にあつては、資格を有することを証明する書類の写し
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 有資格者3・無資格者等3の補助金の交付を受けようとする者は、障がい福祉サービス事業所等に就労した日を起算日として3年を経過した日後6か月以内に、交野市福祉人材確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前項の申請の時から、同一の障がい福祉サービス事業所等に継続して勤務する事実が分かる書類

(2) 第2条に定める区分が前項の申請の時における区分から変更がある者は、その資格を有することを証明する書類の写し

(3) 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前二項の規定による申請者は、前二項いずれの申請時においても、交野市福祉人材確保支援事業補助金交付申請書に記載の障がい福祉サービス事業所等に就労していなければならない。

4 第2項の申請をする者の内、第2条に定める区分が第1項の申請の時から変更があつても、その変更した区分の資格者としての就労が第2項の申請の時までに1年を満たない場合は、第2項の申請においても第1項の申請の時における区分の資格者として扱う。

5 障がい福祉サービス事業所等に就労した日を起算日として1年を経過する日までの間に、就労した障がい福祉サービス事業所等を退職し、他の市内障がい福祉サービス事業所等に就労した場合は、他の市内障がい福祉サービス事業所等に就労した日を第1項及び第2項に定める申請の起算日とする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、当該申請に係る書類等に基づき、補助金の交付要件について審査の上、補助金の交付の適否を決定し、その結果を交野市福祉人材確保支援事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、決定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに交野市福祉人材確保支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更交付申請があった場合、市長は交付決定の内容を変更し、交野市福祉人材確保支援事業補助金変更交付・不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 第6条及び第7条の規定により、補助金の交付決定又は変更交付決定の通知を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、障がい福祉サービス事業所等に就労した日から起算して1年を経過した日後、交野市福祉人材確保支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）就業証明書又は就労の事実等がわかる書類の写し
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告の内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、交野市福祉人材確保支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により通知を受けた者は、交野市福祉人材確保支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。
- 3 第1項の規定による補助金を請求できる期間は、補助金交付決定日の翌日から起算して2年以内とする。

（交付決定の取消等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1）偽りその他の不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- （2）障がい福祉サービス事業所等に就労する日から起算して1年を経過する前に退職した場合
- （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合
- （4）その他、市長が補助金の交付が不適切と判断した場合

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の交野市福祉人材確保支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた申請については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の交野市福祉人材確保支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた申請については、この要綱にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

区分	交付対象者	交付額
有資格者１	市内の障がい福祉サービス事業所等に就労した日を起算日として１年を経過したもの	５０，０００円
有資格者３	有資格者１の補助交付を受けたものの内、市内の障がい福祉サービス事業所等に就労した日を起算日として３年を経過したもの	５０，０００円
無資格者等１	市内の障がい福祉サービス事業所等に就労した日を起算日として１年を経過したもの	２５，０００円
無資格者等３	無資格者等１の補助交付を受けたものの内、市内の障がい福祉サービス事業所等に就労した日を起算日として３年を経過したもの	２５，０００円